# ―キャッシュフロー法人税の実態エストニアの法人税

山田直夫

## 一、はじめに

の法人税率は四三・三%なので、そこからみるとの法人税率は四三・三%なので、そこからみるとり、「成長志向の法人税改革」と呼ばれている。り、「成長志向の法人税の税率は二○一八年度にはこの改革により法人税の税率は二○一八年度にはおが国の法人税については、税率の引き下げとの法人税率は四三・三%なので、そこからみるとの法人税率は四三・三%なので、そこからみるとの法人税率は四三・三%なので、そこからみるとの法人税率は四三・三%なので、そこからみるとの法人税率は四三・三%なので、そこからみるとの法人税率は四三・三%なので、そこからみるとの法人税率は四三・三%なので、そこからみるとの法人税率は四三・三%なので、そこからみるとの法人税率は四三・三%なので、そこからみるとの法人税率は四三・三%なので、そこからみるとの法人税率は対している。

ほぼ半減したことになる。課税ベースの拡大につ

する改革が求められている。 大きな法人税改革は行われておらず、 半ばから後半なので、欧米主要国とほぼ同じかや になった。欧米主要国の水準は二〇パーセント台 二%であったが二〇一八年度以降は二九 部が損金算入されることを考慮して国税と地方税 課税の実効税率(法人所得に対する租税負担 拡大が行われた。こうした改革の結果、 や高い水準である。しかしそれ以降、 の税率を合計したもの)は、改革前は三四・六 いては、租税特別措置の見直しや外形標準課税 成長を促進 わが国では 法人所得 ・七四% <u>の</u> 0

れるか注目が集まっている。また、このアメリカ

の改革の効果を学術的に明確にするには、データ

の蓄積を待つ必要があるだろう。

小され、二〇二七年以降はこの措置による償却 二〇二三年以降については段階的に償却割合が縮 and Jobs Act of 2017) が成立した。この法律に について、一〇〇%の即時償却が可能となった。 でに取得かつ事業の用に供された一定の固定資産 よって二○一七年九月二八日以降二○二二年末ま として、二〇一七年減税及び雇用法 (Tax Cuts

ところで、アメリカではトランプ大統領の政策

再選したことにより、この時限的措置が恒久化さ 行われないことになっている。トランプ大統領が

は、 は投資促進の効果があることが知られている。 なくキャッシュフロ 今回のアメリカの措置のように法人の所得では キャッシュフロ ー法人税と呼ばれ、 ーを課税ベースとする法 理論: 的に 人税

では本稿の内容をまとめ、

わが国の法人税改革へ

だ、導入から二〇年以上たっていることもあり、 入されたといわれている。エストニアについて あり、 おいてその実態が知られているとはいえない。た は、これまで注目されることが少なく、 とは異なるタイプのキャッシュフロー法人税 キャッシュフロー法人税にはいくつかのタイプが エストニアで二〇〇〇年に今回のアメリカ わが国に が導

学術研究はある程度蓄積されてい ○年の改革の内容、 そこで、本稿ではエストニアに注目し、二〇〇 影響、 学術研究を概観し、わ

は

用いて法人税改革の影響をみていく。 と内容を紹介する。続く三節ではマクロデータを 0 が国の法人税改革への示唆について考えてみた では学術研究をいくつか取り上げる。最後 では二〇〇〇年のエストニアの法人税改革の背景 本稿の構成は以下のとおりである。 そして四 次の二節 の五節

## 二、二〇〇〇年の法人税改革

の示唆について考察する。

業の投資活動を奨励・促進するとともに、

外国

か

### (1) 改革の背景

まず、改革前の税制をIBFD(1999)やFunke(2002)などに基づいてみていく。一九九三年に導入されたエストニアの当初の税法では、企業と個人の所得に二六%の均一税率が適用されていた。ただし、居住者については一二、〇〇〇エストニアクローンの非課税所得が設定されているので実質的には累進課税であるといえる。明示的な累進所得には累進課税であるといえる。明示的な累進所得には累進課税であるといえる。明示的な累進所得には累進課税であるといえる。明示的な累進所得には累進課税であるといえる。明示的な累進所得の所述を導入する議論も行われたが、実現しなかった。

プライアンスコストおよび管理コストを削減するにより、雇用創出、経済成長の促進が期待されていた。二つ目は、税制の中立性を高めることによい、 こつ目は、税制の中立性を高めることによいが、 これにより、法人税関連の報告作業を大である。これにより、法人税関連の報告作業を大いた。 これにより、法人税関連の報告作業を大いた。 これにより、法人税関連の報告によいた。 当時に対している。資本流入の増加らの投資を誘致することである。資本流入の増加らの投資を誘致することである。資本流入の増加らの投資を誘致することである。資本流入の増加らの投資を誘致することである。資本流入の増加らの投資を誘致することである。

### (2) 改革の概要

改革によって大きく変わったのは、

課税べ

ース

ことを目指した。

として分配された利益が課税の対象となる。ここ自社株買い、減資、清算による収益、みなし配当pwcの資料によると、より具体的には、配当、の当によると、よりはいいには、配当、である。それまでは法人の所得が課税ベースで

に基づいてみていく。改革の目的は二つある。一

続いて、改革の背景をPikkanen and Vaino(2018)

つ目は、好ましいビジネス環境を通じて、国内企

図表1 エストニアの法人税率の変遷

税率 (%)
26
24
23
22
21
20
20 (および14)
22

ない

に基づいて決定され、

税務上の会計利益の

調

整は

や国際会計基準にしたがって作成された財務諸表

(注) 改革前の税率は26%である。

[出所] Spengel et al. (2020) などより作成

お、エストニアでは税率は、ネット(つまり税引む、エストニアでは税率は、実際に分配できるのはに利益が一〇〇の企業は、実際に分配できるのはに利益が一〇〇の企業は、実際に分配できるのはに利益が一〇〇の企業は、

の分配利益を基準にして二二/七八と表す

Profit Tax)と呼ばれることもある。見方を変えから、エストニアの法人税は DPT(Distributed

ると、エストニアでは未分配の法人利益は非課税

あるいは分配するまで課税が延期される

ということになる。

なお個・

人段階で配当は非

課

である、

である。分配可能利益は、

エストニアの会計基準

に対して適用されていた。四%の税率は定期的な利益分配を行っている企業では一四%と二○%の二つの税率があった。一ことがある。また、二○一九年から二○二四年ま

流出 義は資本取引に関する流入を差し引いたネットの はSベースという。ただし、Sベースの厳格 密にはSベ されたといわれていると述べたが、この点から厳 で、エストニアでキャッシュフロー法人税が導入 的にグロスの流出 配された利益を課税ベースとしているので、基本 ベースとするキャッシュフロー法人税を学術的に 取引に関するキャッシュフロー(の流出)を課税 エストニアの法人税のように株式、 (純流出)である。エストニアの法人税は分 スのキャッシュフロー法人税を導入 (粗流出) である。 本稿の冒頭 つまり資本 な定

したとはいえないだろう。

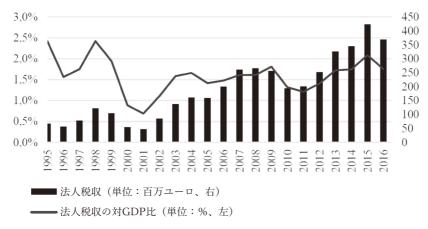
○一○年にはプラスに転じている。なお、エスト

## 三、マクロデータからみた改革の

### 影響

図表2はエストニアの法人税収の状況を示している。これによると、二〇〇〇年と二〇〇一年に 税収が低くなっているが、その後は増加傾向にあることがわかる。また、同じ時期の法人税収対G りア比をみると顕著に減少しているが、その後は 地エストニアの実質GDPと消費者物価指数の変 はエストニアの実質GDPと消費者物価指数の変 にている。二〇〇〇年から成長率はマイナスからプラスに転 でいる。二〇〇〇年から成長率はマイナスからプラスに転 でいる。二〇〇〇年から成長率はマイナスからプラスに転 でいる。二〇〇〇年から成長率はマイナスからプラスに転 が一・五%でほぼ横ばいの状態が続いた。図表3 が一・五%でほぼ横ばいの状態が続いた。図表3 が一・五%でほぼ横ばいの状態が続いた。図表3 が一・五%でほぼ横ばいの状態が続いた。図表3

### 図表2 エストニアの法人税収



金調

九パーセントポイント高くなった、

負債による資

伸びが近隣のラトビア、

リトアニアと比較して三

やリトアニアが約二〇%なのに対して、

エストニ

経済危機下での債務不履行の割合がラトビア

達の割合が一〇パーセントポイント低

アでは六%であったとしてい

は、

二〇〇〇年から二〇〇四年にかけての投資の

〔出所〕 Pikkanen and Vaino (2018) Figure 1 より作成

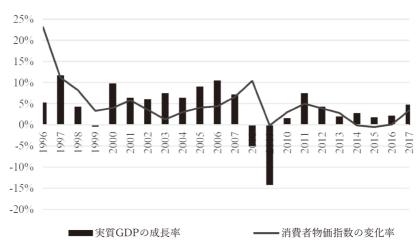
革によってミクロレベ などのよい影響があっ て Staehr (2014) がある。 ルではエストニアの経済のパ 方、 あまり肯定的な評価をしていない文献と たかもしれ ルでは個別企業に投資促 Staehr (2014) フォーマンスが ない が、 は、 マ ク 改 淮

ニア (2015)している文献としてEuropean Commission 月から クロ は二〇〇四年五月にEUに が の観点からエストニアの法人税を高く評 ある。 ュ ] 口を導入してい European Commission(2015) ♥ 加盟し、

価

### エストニアの法人税

### 図表3 エストニアの経済成長



〔出所〕 Pikkanen and Vaino (2018) Figure 2 より作成

と図

表5から改革の効果がなかったとするのは

える。

一方、

Staehr(2014)の主張については、G

DPの構成要素は投資だけではないので、

図表

4

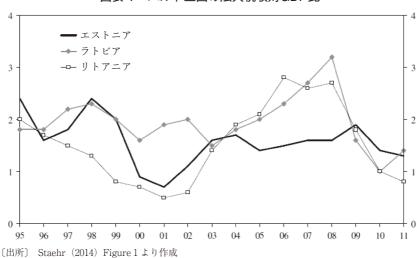
投資促進や、 よって内部留保による資金調達が増加し、 を指摘してい わらず、 より具体的には、 目立って改善しているわけではないとしている。 て法人税収の対GDP比が低い European Commission (2015) 実質GDPの成長に大きな差がないこと 負債による資金調達の必要性を低 る (図表5)。 ラトビアやリトアニアと比較 の主張は、 (図表4) それ にも関 改 革 が

や乱暴であるといえよう。

しているとい

させる効果に結び付いたことを示唆

### バルト三国の法人税収対GDP比 図表4



いる。

行っている。投資家の消費レベルを細かく考慮す

フレームワークの理論モデルに基づいて分析を

資は増加したが、厚生は低下したことを指摘して 般均衡モデルを用いて長期的な影響を分析してい る。そして、改革によって一人当たりの所得と投 Hazak (2007) は、不確実性の下でのバイナリー

四、エストニアの法人税改革に 関する学術研究

加させるという結論を導出している。

また、Funke and Strulik(2003)は、

動学的

て Funke (2002) がある。 Funke (2002) は、

エストニアの法人税改革に関する理論研究とし

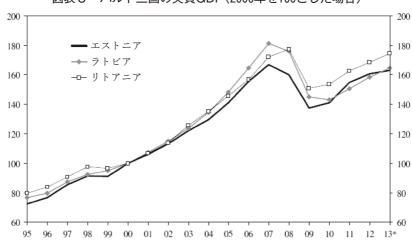
ンの4理論を使用し、数値シミュレーションによ

改革が長期的には資本ストックを六・一

% 増

### エストニアの法人税

### 図表5 バルト三国の実質GDP(2000年を100とした場合)



2013年は推計値 (注) Staehr (2014) Figure 2より作成 [出所]

いて分析を行っている。主な結果は、

以下の二点

である。

porate finance)を用いて二〇〇〇年の改革につ um model with an extension for endogenous cor 務に拡張した新古典派外生的成長 (neoclassical exogenous growth general equilibri Masso and Meriküll (2011) は、 内 般均 生的 衡 企 Ŧ 業財

①改革は資本蓄積に強い す。(ただし、投資率の上昇により消費に回 生産と消費に適度なプラス効果をもたら プラス効果をもたら

デル

この研究はそれを積極的には肯定しない結果に

なっている。

部留保すれば投資をしなくても税負担が生じない

ので、投資促進効果を疑問視する意見があるが、

業内に留保することが唯

るなど、

精緻なモデルを構築し、

利益をすべて企

ないことを示している。

エストニアの法人税は内 の最適な配当政策では

生じる可能性もある。) される資源が減少し、一時的な厚生の低下が

資金調達が増加し、負債による資金調達が減②留保利益の優遇措置により、自己資本による

少する。

る可能性があると指摘している。
て、この税制は非常に有用な政策オプションとな充てられる資源を増やしたい開発途上国にとったして、企業の信用制約に直面しながら投資に

法(DID:Difference in Difference)と傾向スコとリトアニアの企業データも用いて、差分の差分でいるかを分析している。具体的には、ラトビアとリトアニアの企業データも用いて、差分の差分とリトアニアの企業データも用いて、差分の差分とリトアニアの企業データも用いて、差分の差別連し

に、「ここ」である。 したこと、③流動性の指標(資産に占める現金お本に占める未分配利益および準備金の割合が増加 資産に占める負債の割合が減少したこと、②総資

率が上昇したこと、⑤改革後の四年間でエストニなび現金同等物の割合)が増加したこと、④投資

を明らかにした。一方、傾向スコアマッチング分傾向が大企業よりも中小企業で強くみられること成長したことが明らかになった。また、これらのアの全要素生産性がラトビアやリトアニアよりも

明確な結果が得られなかったとしている。分法と同じであったが、投資と生産性については

析では資本構成と流動性に関する結果は差分の差

## 五、おわりに

革の内容や改革の影響に関する学術研究の紹介を本稿では、エストニアの二○○○年の法人税改

る。そして、差分の差分法による分析では、①総アマッチング分析と呼ばれる手法で分析してい

迫った。ここでは本稿の議論をまとめたうえで、

通して、

同

国のキャッシュフロー法人税の実態に

ロの観点からこの改革をみた場合、投資の増加やもに、外国からの投資を誘致すること、それから、税制の中立性を高めることにより、シンプルで透明性の高い税制を構築することの二点である。改革の大きな特徴は課税ベースが所得ではなるが配された法人利益になったことである。であり、シンプルであり、受難の大きな特徴は課税べースが所得ではなる。というないである。というないである。というないのではないがあります。

ついては明確な結果が得られていない。は、負債の減少は確認されているが投資の促進にているものが多い。ただし、実証分析についてして投資の促進や負債の減少を示唆する結果を得

しなくても分配しなければ課税されないが、学術また、エストニアの法人税では、実際に投資を

研究では投資促進効果があるとするものが多かっ

なっているわが国において、投資の促進を目的ととは限らない。企業の内部留保の大きさが問題とタイプの税制を導入しても同様の効果が得られる面もあると考えられるので、わが国でエストニア

直接的な方式の方が有効であるかもしれなアメリカのように投資の費用を即時償却す

してキャッシュフロー法人税を導入するとすれ

ば、

いる

くつかの理論分析が行われており、改革の影響とを捉えて否定的な評価をする声もある。また、いのバルト三国と比較して大きな差がないという点評価する声がある一方で、実質GDPの成長が他

債務不履行の減少をもたらしたという点から高く

が大きく影響している

場を含む資本市場の状況)

た。これは、

エストニアの経済状況

(特に負債市

本稿では、これまであまり注目されることのな

態の一端を明らかにすることができた。しかし、かったエストニアのキャッシュフロー法人税の実

か、またなぜ厳密なSベースを導入しなかったのる中で、エストニアがなぜSベースを選択したのキャッシュフロー法人税にはいくつかの種類があ

かった。これらについては今後の課題としたい。か、という点について明らかにすることができな

### (注)

(税額/所得)が上昇することを指している。(1) ここでの累進とは、所得が増加するにつれて平均税率

- 置づけている。
  ② ただし、エストニア政府はこの税制を法人所得課税と位
- (3) https://taxsummaries.pwc.com/estonia/corporate/taxes-on-corporate-income
   (4) 配当額が過去三年間の平均課税配当額以下である場合、一四%の税率が適用される。その際、七%の税率で源泉税ー四%の税率が適用される。その際、七%の税率で源泉税ーである場合、

## 率が適用されることもある)。

### 参考文献)

European Commission(2015) "Experiences with Cash-flow Taxation and Prospects Final report" Taxation Papers Working Paper No.55-2015.

Working Paper No.55-2015.

Funke, M. (2002) "Determining the Taxation and Investment Impacts of Estonia's 2000 Income Tax Reform" Finnish

Economic Papers, Volume 15, No.2, pp.102–109.

Funke, M. and H. Strulik (2003) "Taxation, Growth and Welf are: Dynamic Effects of Estonia's 2000 Income Tax Act"

are: Dynamic Effects of Estonia's 2000 Income 1 ax Act BOFIT Discussion Papers, No.10/2003. Hazak, A. (2007) "Dividend Decision under Distributed Prof-

Journal of Finance and Economics, Issue 9, pp.201–219. IBFD (1999) European Tax Handbook 1999.

it Taxation: Investor's Perspective" International Research

Masso, J. and J. Meriküll (2011) "Macroeconomic Effects of

Zero Corporate Income Tax on Retained Earnings" Baltic Journal of Economics, 11(2) pp.81–99.

Masso, J., J. Meriküll and P. Vahter (2013) "Shift from Gross Profit Taxation to Distributed Profit Taxation: Are There Effects on Firms?" Journal of Comparative Economics,

Vol.41, no.4, pp.1092-1105

Pikkanen, P. and K. Vaino (2018) "Long-Term Effects of Distributed Profit Taxation on Firms: Evidence from Estonia" Lund University School of Economics and Management.

Master's Thesis.

Spengel, C., F. Schmidt, J. Heckemeyer and K. Nicolay (2020)

"Effective Tax Levels Using the Devereux/Griffith Method ology," ZEW-Gutachten und Forschungsberichte, ZEW-

Leibniz-Zentrum für Europäische Wirtschaftsforschung. Staehr, K. (2014) "Corporate Income Taxation in Estonia. Is It Time to Abandon Dividend Taxation?" TUTECON Research Brief, No.RB-2014/1.

(やまだ ただお・当研究所主任研究員)